

千葉県教育委員会会議事録

令和8年度第2回会議（定例会）

1 期 日 令和8年5月19日（火） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時41分

2 教育長及び出席委員

教育長 杉野 可愛
委員 貞廣 齋子（オンライン）
花岡 伸和
永沢 佳純
櫻井 直輝
芦澤 直太郎

3 出席職員

教 育 次 長 齋藤 浩司
教 育 次 長 伊澤 浩二

企画管理部

企 画 管 理 部 長 吉本 明広
学 校 危 機 管 理 監 陣野 正美
県 立 高 校 統 括 監 岡野 秀次
教 育 総 務 課 長 和久 純
教 育 政 策 課 長 最上 健史

教育振興部

教 育 振 興 部 長 鈴木 克之
教 育 振 興 部 次 長 赤池 正好
学 習 指 導 課 長 神田みのり
児 童 生 徒 安 全 課 長 齋藤 俊介
特 別 支 援 教 育 課 長 横山 健司
教 職 員 課 長 佐藤 祐児
教 職 員 課 副 参 事 小山雄一郎

教育振興部

学 習 指 導 課 主 幹 兼 学 力 向 上 室 長 立川 靖子
同 指 導 主 事 中村 逸作
児 童 生 徒 安 全 課 生 徒 指 導 ・ い じ め 対 策 室 長 梅津 清治
同 指 導 主 事 板倉 倫正
特 別 支 援 教 育 課 教 育 課 程 指 導 室 長 高沼 伸一
同 指 導 主 事 和田 志門
同 指 導 主 事 諏訪 直樹
教 職 員 課 主 幹 兼 管 理 室 長 青木 慎哉
同 主 席 管 理 主 事 永井 正見
同 管 理 主 事 松中 康博
同 管 理 主 事 加瀬 博俊
同 管 理 主 事 積田 さ ゆ り

事務局

企画管理部教育総務課

主幹兼委員会室長 高木 優

同 副主幹 小合 基夫

同 副主幹 伊能 昌邦

同 主査 土屋 雄輝

4 教育長開会宣告

千葉県教育委員会会議オンライン出席取扱要領に基づき、貞廣委員のオンライン出席を承認したので報告する。

5 署名人の指名 永沢 佳純 委員

6 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第7号議案から第10号議案までの議案4件、第2号報告の報告議案1件、報告1及び報告2の報告2件である。第9号議案及び第10号議案については、教育委員会会議規則第13条第1項第1号「任免、賞罰、人事」に該当することから、また、第2号報告については、同規則同条同項第4号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、非公開により審議する。

7 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を花岡委員にお願いする。

8 審議事項

第7号議案 令和9年度千葉県県立高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について

【学習指導課長】

この入学者選抜要項は、県立高等学校管理規則第25条及び千葉県教育委員会行政組織規則第5条の規定により、令和9年度入学者選抜の方法等について定めるものである。

「第一 入学者選抜の種類」では、入学者選抜の種類、本検査等の期日を定め、「第二 一般入学者選抜」から「第十 通信制の課程の入学者選抜」では、各入学者選抜について、提出書類、検査の内容、選抜方法等の大枠を定めている。令和9年度の入学者選抜要項においては、日程以外に主な変更点はない。

この入学者選抜要項は、本日の議決を経た後、報道発表し、県教育委員会のホームページで公表するとともに、6月上旬に県報に登載し、県民に告示する。その後、この入学者選抜要項に基づいて詳細を定める入学者選抜実施要項を8月中旬に作成し、9月下旬に県教育委員会のホームページで公表する。本検査は令和9年2月16日、17日の2日間で、追検査は同月25日に実施する。入学許可候補者の発表は3月2日に行う。なお、選抜日程については、令和7年12月18日の教育委員会会議において決定し、すでに県教育委員会のホームページで公表している。

【花岡委員】

第7号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【花岡委員】

第7号議案は、原案どおり可決する。

第8号議案 令和9年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考要項の制定について

【特別支援教育課長】

本要項は、応募資格、出願、選考日程、選考方法等を定めたものであり、議決後に県教育委員会のホームページで公表する。応募資格については、県内に居住し、学校教育法及び学校教育法施行令に定める障害の程度に該当する者を対象としている。

入学者選考は、幼稚部、高等部普通科、職業コース・専門学科、盲学校・聾学校の専門学科及び専攻科の5種類となる。職業コース・専門学科については1月に選考を実施し、その他は高等学校入学者選抜と同日に実施するものなど、日程を分けて行う。また、感染症等による欠席者への追選考、定員に満たない場合の第2次募集、急な転居等に対応する再募集も実施する。

令和9年度入学者選考の流れであるが、今後は、8月から9月に説明会等を行い、御覧のスケジュールに沿って入学者選考を進めていく。

主な変更点については、4点変更がある。1点目は、令和9年度開設予定の「(仮称)千葉地区特別支援学校」高等部普通科の1校が新規に募集することになったことである。

2点目は、職業コース及び専門学科における運動能力検査の廃止である。運動能力検査については、この数年間、入学者選考運営委員会において、実施の必要性について検討してきた。廃止の理由としては、卒業後の就労を踏まえると、運動能力を入学者選考で重視する意義は大きくないことが挙げられる。そのため、各校でも生徒に負担とならない範囲で実施できる内容に寄る傾向が見られ、志願者の得点差も出にくくなっているとの声も上がっていた。なお、運動能力検査では、体力そのものだけでなく、全体指示を聞いて動くことができるかなど、基本的な「働く力」を観点として検査を行ってきたが、作業能力検査等で評価したり、把握したりすることが可能である。何より、受検生に過度な負担とならない試験の在り方を見直す観点から、廃止することとした。運動能力検査の廃止に伴い、配点について、学力検査100点、作業能力検査200点とし、従来の400点満点を300点満点に変更する。

3点目は、国語の聞き取り問題の廃止である。従来は、放送による「指示の聞き取り」や「内容の理解」を問う問題を構成していた。見直し後は、文章による出題に改めることで、考えの形成を含めた力を把握できる設問としていく。これは受検生の負担軽減と、聴覚障害の志願者への配慮となる。運動能力検査や国語の聞き取り問題に関する変更においても従来重視してきた評価点が引き続き確保されるよう、受検生の負担に配慮しつつ、作業能力検査の検査項目に含めるよう、各校に周知していく。

4点目は、インターネット出願において提出できる書類が増えたこと、及び合否照会システムの利用が可能となったことである。今年度も、紙出願とインターネット出願のいずれかの方法で出願することとしているが、インターネット出願を利用した場合、調査書等の書類をデータで提出することができるようになった。また、合否照会もシステム上で確認できるようになった。これにより昨年度から始まったインターネット出願について、志願者及び学校双方の負担軽減にもつながるものと考えている。

【花岡委員】

一人一人の可能性を伸ばせるような施策をお願いしたい。

【特別支援教育課長】

承知した。

【花岡委員】

第8号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【花岡委員】

第8号議案は、原案どおり可決する。

報告1 令和8年度千葉県公立高等学校入学者選抜学力検査の結果の概要について

【学習指導課長】

令和8年度選抜は、本検査を2月17日及び18日に、追検査を2月26日に実施し、3月3日に入学許可候補者を発表した。その後、定員に達しなかった学校を対象に、第2次募集及び定時制の課程の追加募集を実施した。これらの結果を含め、表のとおり入学許可候補者が確定している。本検査及び追検査では、全日制の課程の募集人員28,880人に対し、志願確定倍率は1.11倍で、入学許可候補者数は27,005人であった。第2次募集では、全日制の課程の募集人員1,875人に対し、入学許可候補者数は318人であった。入学許可候補者数の合計は、27,323人となった。定時制の課程は、本検査及び追検査の募集人員1,237人に対し、志願確定倍率は0.66倍で、追加募集まであわせた入学許可候補者数は787人となった。また、入学者選抜を4回に分けて行う通信制の課程では、現一期から三期まで終了しており、230人の入学許可候補者を確定している。なお、令和8年度入学者選抜については、今後、三部制の定時制の課程で秋季入学者選抜を8月25日に、通信制の課程で四期入学者選抜を9月4日に実施する予定である。

続いて、学力検査の結果の概要について、別冊資料に、実施した各教科及び5教科の平均点、出題方針、問題別の正答率や得点分布等をまとめた。学力検査問題の特徴としては、本検査、追検査とも5教科の学力検査を短答式を含む記述式とマーク式の併用型で実施している。令和8年度の学力検査問題については、中学校学習指導要領に基づき、基礎的・基本的な事項の正確な理解度をみる問題及び理由を書かせる問題を設定するとともに、学習した基礎的な知識を活用して答えを導く問題及び思考力・判断力・表現力等を総合的にみる問題を出題した。各教科及び5教科の平均点については、単にその年度における志願者の学力を示すものではなく、学力検査の難易度等の要因も読み取ることができるものである。本検査での5教科合計の平均点は281.9点で、昨年度より19.1点高い結果となった。

本検査の教科別の結果については、6ページから15ページに、出題内容や指導のポイント等を示した。特徴として、基礎的・基本的な知識や技能等を問う問題の多くは、正答率が高い傾向が見られた。各教科及び5教科合計の得点分布については、今後も継続して分析を進め、学力検査問題の作成だけでなく、中学校及び高等学校における指導改善に資するよう努めていく。追検査の教科別の結果については、18ページから22ページに示した。

内容については、県教育委員会のホームページに掲載し、公立中学校及び高等学校をはじめ関係機関において、生徒の学力の把握や今後の指導改善に活用するとともに、広く県民に周知することとしている。

【櫻井委員】

得点分布については現在分析中であるが、理科と英語においていわゆる「ふたこぶ」の分布となっている点を課題として認識している。平均点がボリュームゾーンと一致していない点も特徴である。また、理科については最後の2問の正答率が5%と低い結果となっている。これが学力格差によるものである場合、学力下位層の拡大につながるおそれがある。このような状況が想定される場合には、学校現場への支援の在り方について検討し、教育の指導を

支えるための方策を講じていく必要がある。

【学習指導課長】

引き続き分析を進め、指導改善に役立てるよう、働きかけていく。

【花岡委員】

問題の出し方による面もあり、分析が難しい面もあるが、引き続き分析をお願いしたい。

【学習指導課長】

承知した。

【貞廣教育長職務代理者】

英語が「ふたこぶ」の分布となっているのは、今回に限ったものではなく、過去にはより先鋭な形で見られたと認識している。入学者選抜は生徒たちが本気で取り組むものであり、その結果は生徒の学力の実態を示すものと考えられる。こうしたことから、現場の指導改善に結びつくような分析を行う必要がある。

【学習指導課長】

引き続き分析を進め、指導改善に役立てるよう、働きかけていく。

報告1は終了。

報告2 学校における自殺予防のための総合的な対策について

【児童生徒安全課長】

県教育委員会ではこれまで、「第二次千葉県自殺対策推進計画」に基づき、相談体制の整備、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、SOSの出し方教育をはじめとする自殺予防教育の推進などに取り組んできたが、小・中・高校生の自殺者数は顕著な減少には至っていない。このため、自殺予防に向けた体制をより一層整備する必要があると考え、これまでの取組を体系的に整理するとともに、新たに県立高校を対象に、ICTを活用した心や体の変化を早期に発見する体制を整備するなどの対策を加え、今回「学校における自殺予防のための総合的な対策」として冊子を取りまとめた。

本対策は4章で構成しており、第1章では本対策の作成の目的や位置づけ、全国や県内の現状や課題などを、第2章では予防対策を進める上で教職員が理解し踏まえておくべき視点を「生徒指導提要」とも関連付けてまとめた。第3章が本対策の重要な柱となっており、自殺予防の取組を、①平常時の対策、②予兆を掴む対策、③危険度の高い状況における対策、の3段階に整理し、各段階で県教育委員会と学校のそれぞれが行うべき対策をまとめた。第4章では、本対策の取組について定期的に検証・評価を行い、PDCAサイクルにより改善を図ることとしている。

なお、本対策は県立学校を対象としているが、県内の市町村立学校及び国立・私立学校にも提供し、参考として活用を図っていく。本対策が児童生徒の自殺予防の推進につながることを期待するとともに、今後も、県教育委員会と学校が一丸となって対策の充実に努めていく。

【永沢委員】

近年、全国の小・中・高校生の自殺者の状況は横ばいである一方、千葉県においては減少している傾向も見られる。その背景について見解を求める。また、本県の取組の中で効果があったと考えられる対策について伺いたい。

【児童生徒安全課長】

今年度からICTを活用した見守り支援システムを本格的に開始する予定であるが、それに先立ち、千葉大学と連携し、ICTを活用したストレスチェックを実施してきたところである。このようなICTを活用した調査・分析等が教育現場で機能し、一定の効果を上げている可能性がある。

【花岡委員】

千葉県でもLINEを活用した相談窓口を継続して設けているが、その利用者数の変化や、重大事案に繋がる可能性のある相談を未然に受け止めることができた事例等があれば伺いたい。

【児童生徒安全課長】

相談窓口の具体的な利用者数については、現時点で手元に資料はないが、現在、ICTを活用したオンライン相談や電話相談など、多様な窓口を開設している。そのため利用者にとって相談しやすい環境は整いつつあると考えられる。

報告2は終了。

委員報告 1都9県教育委員会全委員協議会について

【櫻井委員】

4月23日・24日の2日間、委員全員で協議会に参加してきた。テーマは教育DXの推進に関する取組であり、全体会では、文部科学省初等中等教育局参事官（デジタル学習基盤担当）付教育DX推進室長の谷合俊一様より、教育DXに係る国の取組についてご説明をいただいた。その後、「児童生徒の情報モラル・デジタルリテラシーの育成」「教員のICT活用指導力の向上」「教育データの利活用」「生成AIの活用」の4つのテーマについて、5つの分科会に分かれ、各県の委員と事例紹介や意見交換を行った。私は「教育データの利活用」の分科会に参加し、各県の取組や課題について議論した。数値化されたデータの重要性やAIによる分析もさることながら、最終的には、教師が子ども一人一人を見取る力による部分が大きく、そのような観察や判断こそが、教育現場において重要なデータとして活用されるべきであると感じた。そのためにも、教師が落ち着いて子どもと向き合う時間を確保することが不可欠であり、働き方改革の推進が重要である。教育DXをはじめとする様々な取組は、すべて相互に関連していることを実感した。情報交換会においても、各県の課題や県立高校改革の動向などについて幅広く意見交換を行うことができた。2日目は、造幣局さいたま支局にてプルーフ硬貨の製作工程を見学し、埼玉県立近代美術館では現代美術の展示を視察した。来年度は千葉県で開催される予定であり、受け入れに向けて準備を進めていきたい。

【花岡委員】

私が参加した分科会では、「学校におけるDX導入の在り方」をテーマに検討を行った。その中で、企業経営の視点からの意見が特に印象に残った。「DX導入という目的を達成するためには、その妨げとなる要因を明確にし、必要に応じて排除することが重要である」との指摘であった。例えば、SNSの利用が不祥事の要因となる場合には、SNS自体を禁止するという判断もあり得るとのことであり、目的達成のために取捨選択を明確にする姿勢は、経営の観点から重要であると感じた。一方で、教育現場においては、児童生徒が様々な場面でSNSに触れる可能性があり、一律に制限することの難しさもある。この点において、経営と教育の立場の違いを認識した。教育の改善に向けては、このような異なる立場からの多様な意見を取り入れることの重要性を、本分科会を通じて改めて実感した。

【永沢委員】

私は「生成AIの活用に関する取組」をテーマとした分科会に参加した。まず、教員の働き方改革の観点から、業務の効率化や負担軽減のために生成AIの活用は有効であり、今後必要不可欠であるとの認識が共有された。一方で、生成AIの活用に対して抵抗感を持つ教員も一定数存在する状況が報告された。しかし、そのような教員に対して実際の活用事例を示しながら研修を実施したところ、「これほど便利であればもっと早く活用したかった」との反応が見られたとの報告があった。このことから、実践的な活用方法を具体的に提示することの重要性が確認された。また、児童生徒の学びに関しては、生成AIを活用することで学習の効率化が図られる一方で、安易に依存した場合には本来身に付くべき力が育成されない可能性があるとの課題が示された。このため、対話や思考を重視する学習の時間と、生成AIを活用する時間を適切に区別することの必要性について意見が交わされた。また、視察した造幣局で視聴した広島支局の業務の映像資料のうち、使用済み硬貨を溶解する映像が印象深かった。

【芦澤委員】

私は「SNSをどのように児童生徒に適切に利用させるか」をテーマとした分科会に参加した。千葉県の取組としては、県立中学校において生徒向け講演会を開催した事例を発表した。他方、長野県、静岡県、群馬県の発表は示唆に富む内容であり、県教育委員会から児童生徒への一方向の啓発にとどまらず、市町村、携帯電話事業者、保護者等を巻き込み、より多くの児童生徒に広く届く工夫がなされている点が共通していた。SNSの普及は地域差はあるものの、児童生徒にとって共通の課題であり、適切な利用を促すことは全国的、さらには社会全体に共通するテーマであると認識した。具体的な取組として、群馬県からは、SNSの利用を前提とした普及啓発活動として、SNS上でゲーム形式の教材に触れながら、望ましくない行動を体験的に学ぶ手法が紹介された。体験を通じた理解を促す実践例として有効であると認識した。また、視察においては、造幣局にて、埼玉県における高度な技術や文化の蓄積に触れることができ、印象に残った。本県においても関連する技術がある。来年度は千葉県での開催が予定されており、受入内容について検討していく。

【貞廣教育長職務代理者】

私は「教員のICT活用指導力の向上」に関する分科会に参加した。議論の中では、千葉県を含め、教員・学校・地域によってICT活用指導力に差異が存在し、それが拡大すると格差につながるものが共通の課題として挙げられた。分科会では各地域での工夫が共有されたが、教育委員会として実施している取組の紹介に加え、うまくいかなかった事例や課題への対応について意見を求めたところ、参加者がそれぞれの経験に基づき具体的に発言する場面が見られ、有意義な情報共有が図られた。来年度の千葉県開催では、資料の説明にとどまらず、その効果や課題についても踏み込んだ議論ができるよう、分科会では本音や実感に基づいた意見交換を行う形式が望ましいと感じた。さらに、文部科学省の行政説明も重要であることから、その内容を踏まえつつ分科会で相互に参照し、自地域の取組を見直す契機となるような議論の進め方について工夫が必要であるとの認識を得た。なお、埼玉県教育委員会による丁寧な準備に感謝するとともに、来年度の千葉県開催に向けて準備を進めていく。

委員報告は終了。

<傍聴・報道 退出>

第2号報告 専決処分の申入れについて

教職員課長の説明により、報告終了。

第 9 号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 10 号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

9 教育長閉会宣告

令和8年6月10日 署名人